

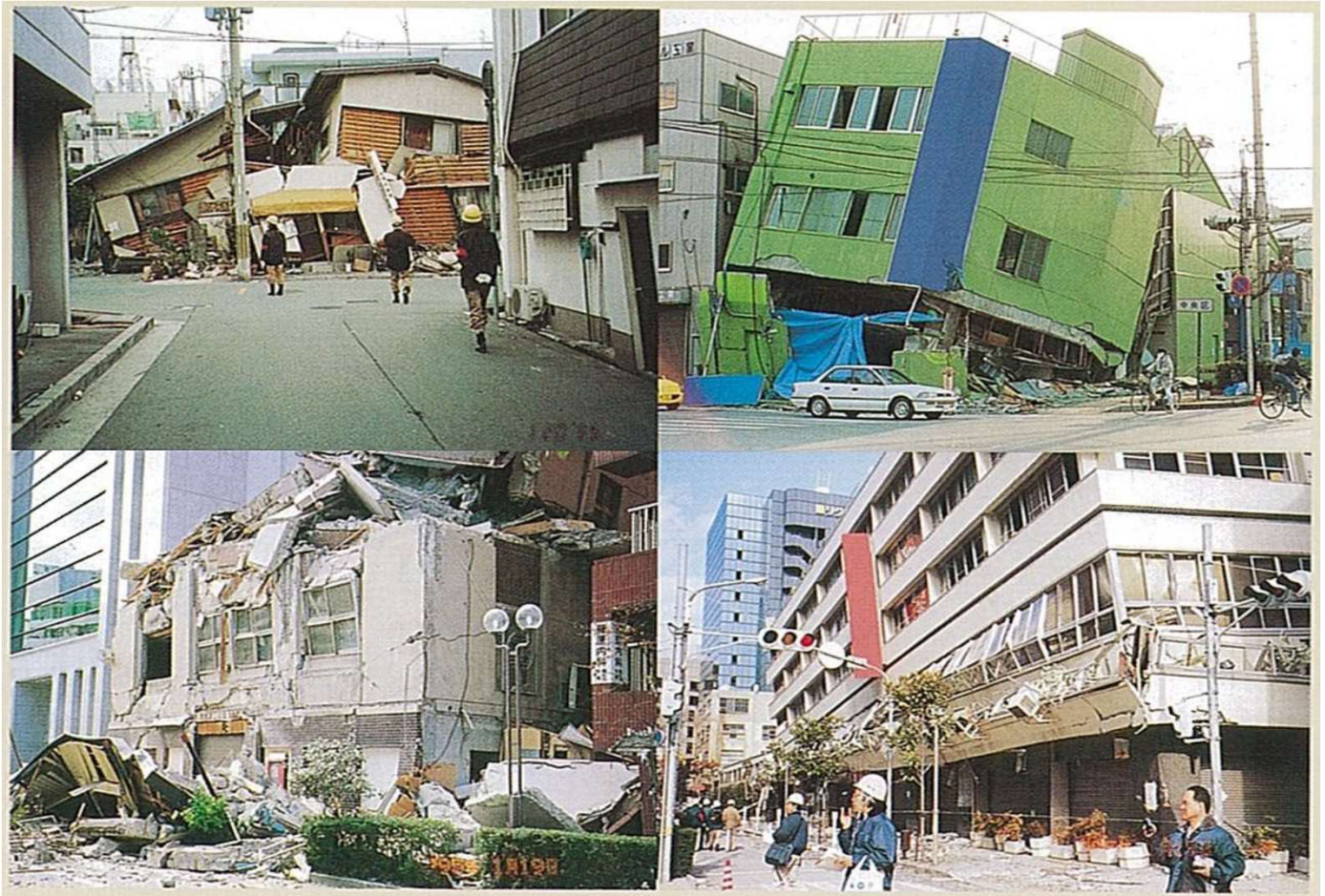
# 大震災の被害と教訓

平成7年1月17日未明に発生した直下型地震による阪神・淡路大震災では、6,400人を超える方が犠牲となり、約26万棟の家屋が全壊・半壊しました。また、亡くなられた方の8割弱が建築物の倒壊等による圧迫死や窒息死であったことが報告されています。

また、建築物の被害の傾向をみると、現行の耐震基準(昭和56年6月施行)以前に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は軽く、現行の耐震基準は、おおむね妥当であると考えられ

ています。(国土交通省の建築震災調査委員会中間報告《平成7年7月28日》による。)

こうした被害状況を踏まえ、積極的に耐震診断を行い、専門家のアドバイスを受けながら必要に応じて耐震改修を行って、地震につよい建築物にすることが大切な人命や財産を守ることになり、ひいてはまちの安全につながります。このため、平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)が施行されました。



## 「やまなし住まいの安全・安心相談窓口」について

県では、本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、高齢者・障がい者の方が生活の拠点である住宅を暮らしやすい住宅に整備・改造するとき、また、県民のみなさまが地震に備えるため、住宅の耐震診断・耐震改修等を行うときについての相談窓口を設けております。専門家による相談やアドバイスを行っておりますのでお気軽にご利用下さい。

### 「やまなし住まいの安全・安心相談窓口」の案内

窓口時間：9:00～17:00（受付は16:00まで）  
※土日、祝日を除く

○一般社団法人 山梨県建築士会 住所：甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設業協同組合会館1階

電話：055-233-5414

(以下の窓口でも、ご相談いただけます。)

○山梨県県土整備部 建築住宅課 建築防災担当 住所：甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁 別館3階

電話：055-223-1734

○中北建設事務所、峡東建設事務所、峡南建設事務所、富士・東部建設事務所(各建設事務所 建築住宅担当)

お問合せは 山梨県県土整備部 建築住宅課 建築防災担当 電話：055-223-1734